

ARCO Trademark News Letter

Latest news and topics on domestic & overseas trademarks

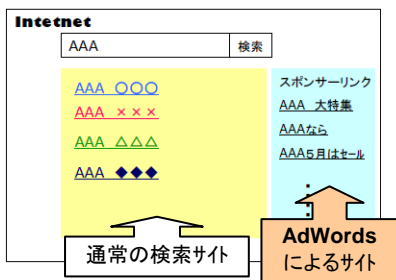
OVERSEAS TOPICS

欧州司法裁判所 (2010.3.23)

Google社のインターネット検索連動型広告サービス「AdWords」は商標権を侵害しない

欧州司法裁判所は、自らのウェブサイトへ勧誘する目的で他人の商標と同一又は類似のキーワードを使用する第三者に対して当該キーワードを販売するGoogleのAdWordsサービスは商標権を侵害しないとの予備判決(preliminary ruling)を下しました。

「AdWords」とは、ユーザーがインターネットを用いてキーワード検索した際に表示される通常の検索結果とは別に、当該キーワードに連動して画面の右又は上側に表示されるスポンサーリンクの広告主に対し、当該キーワードを有料で提供するGoogle社のサービスです。



この判決は、ルイヴィトンとGoogle社との間で争われたAdWordsに関するフランスでの商標権侵害訴訟(一審、二審ともGoogle敗訴)において、フランス最高裁判所が欧州共同体規定の法解釈を欧州司法裁判所に付託したことに対するものです。

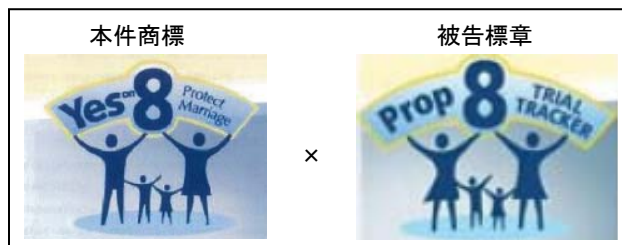
- 第一理事会指令(First Council Directive 89/104/EEC)の第5条(1)(a)、及び理事会規則(Council Regulation (EC) No 40/94)の第9条(1)(a)の「商標が登録されている商品と同一の商品について商標と同一の標識を第三者が取引上を使用することを阻止する権利」とは、インターネット検索サービスを用いた広告においては、平均的なインターネット利用者(average internet user)が広告される商品の出所について商標権者との関係性を確認できない(又は確認に困難を伴う)場合に、広告主に対し広告の中止を請求できるものと解される。
- プロバイダが、キーワードとして商標と同一の標識を蓄積し、キーワードに応じて広告を表示するインターネット検索サービスを運営することは、上記規定における「使用」には該当しない。
- プロバイダの免責を規定した電子商取引に関するEC指令(Directive 2000/31/EC of the European Parliament and of the Council)の第14条は、インターネット検索サービスにおいてプロバイダが積極的に関与せず、また、蓄積データや広告主の活動の違法性に気付いた後にデータの削除やアクセス無効を行ったときに適用されるものと解される。

外国判例紹介

カリフォルニア州東部地区連邦地方裁判所 93 U.S.P.Q.2D 1477

商標のパロディは、許されるか?

同性婚の廃止を求める州憲法の改正案(Proposition 8)のキャンペーンに用いられた本件商標を侵害するとして、ランナム法43(a)に基づき被告標章の使用中止を求めた仮処分(a temporary restraining order)の申立に対し、カリフォルニア州東部地区連邦地方裁判所は、2010年1月20日、被告標章は本件商標の明らかなパロディであり、出所混同のおそれは認められないとして、申立を却下しました。



裁判所は、パロディは抗弁ではないものの、出所混同を否定する要因にはなり得るとし、もとの作品との芸術的な関連が全く無く、また、作品の出所や内容を明らかに誤導するものでない限り、芸術的作品における商標の使用はランナム法を侵すものではないとの連邦第2巡回区控訴裁判所の判断(Rogers V. Grimaldi, 875 F.2d 994, 999)に基づき、以下のとおり判示しました。

- 被告標章は芸術的であり、また、被告標章が掲載されたウェブは政治的な主張を表現したもの(被告標章は、同性婚を支持するキャンペーンのロゴ)であるところ、政治的及び芸術的表現はいずれも合衆国憲法第一修正(First Amendment)により保障されるべき。
- 被告標章は本件商標中の「父親図形」を「母親図形」に修正したものであり、このため、同性婚に関して本件商標とは表現上の関連が認められる。
- 同性婚を示唆する文言と図形からなる被告標章からは、作品の出所を混同したり、誤導する意図は認められない。
- 被告標章のサイトを見た者が本件商標と出所の混同を生ずるおそれが立証されておらず、また、商品の販売を伴うパロディ商標に関する先行の裁判例とは異なり、本件では同様の経済的な活動が行われていない。

☑ここがポイント

芸術性を伴い、もとの作品(商標)との関連が認められるパロディであれば、商標権侵害が否定される場合があります。

[弁理士:三上真毅]

Copyright © 2010 ARCO PATENT OFFICE. All Rights Reserved.

2010年5月発行



特許業務法人 有古特許事務所

兵庫県神戸市中央区東町123番地の1 貿易ビル3階
tel 078-321-8822 fax 078-391-5791 <http://www.arco.chuo.kobe.jp>